

そうだん じょげん げんじょう たいせい  
相談・助言(現状の体制)

市

しょうがいしゃせさくたんとう  
障害者施策担当

やくわり そうだんたいおう じょげん  
役割: 相談対応の助言

きかんそうだんしえん  
基幹相談支援センター

やくわり せいかつしえん そうだん  
役割: 生活支援にわたる相談

しょうがいふくしか  
障害福祉課

やくわり ふくし てつづき かん そうだん  
役割: 福祉サービス手続に関する相談

① 相談

- しょうがいしゃ  
・ 障害者
- かぞく しえんしゃ  
・ 家族・支援者
- じぎょうしゃ  
・ 事業者

② 助言等・説明

- じじょうちょうしゅ  
・ 事情聴取
- かいけつさく じょげん  
・ 解決策の助言
- りようかのう せいど しょうかい  
・ 利用可能な制度の紹介

しょうがい しみん  
障害のある市民

しょうがい しみん  
障害のある市民の  
かぞく しえんしゃ  
家族・支援者

じぎょうしゃ  
事業者

# あっせん手続(条例施行後)

市

①あっせん申立

②あっせん指示

⑤あっせん案  
とうしん  
答申

第三者委員会  
(地域協議会あっせん部会)

- ・ 地域協議会から「あっせん部会」として構成
- ・ 4～5名程度の人数で審理を担当する
- ・ 地域協議会構成員の中から事案に応じて選任

⑥あっせん

⑦かんこく  
勧告  
公表

③あっせん手続開  
始決定

あっせん好適事案  
である場合に、  
あっせん手続開始

④じじつちようさ  
事実調査

市に相談しても  
うまくいかない  
場合

障害のある市民

障害のある市民の  
家族・支援者

事業者・行政機関等